

石田営農組合貸農園（家庭菜園）利用契約書

この契約書は、農事組合法人石田営農組合（以下「甲」という。）が開設する貸農園（家庭菜園）において、利用契約者_____（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

（総則）

第1条 乙は、適正で秩序ある家庭菜園の維持・管理をするものとする。

（対象農地）

第2条 本契約の対象となる農地は、次のとおりとする。

農地

所在地 滋賀県守山市石田町_____番地

地目 田

面積 約_____m²（_____番区画）

（目的）

第3条 乙は、農業者以外の者が野菜や花卉等を栽培し、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、対象農地を利用する。

（利用条件）

第4条 利用条件は、次のとおりとする。

（1）本契約期間は、令和____年____月____日から、令和____年____月____日とする。

（2）利用料は、1区間 1,000円/年額とする。尚、利用料の見直しはその都度甲、乙協議して定める。また、甲は契約期間中に乙から解約の申し出があった場合の残期間の利用料は返還しないものとする。

（利用料の支払）

第5条 乙は、利用料を毎年____月末日までに甲の指定する下記口座に振り込むものとする。

金融機関名 レーク滋賀農業協同組合・赤野井支店

口座番号 0027452

口座種別 普通

口座名義 農事組合法人 石田営農組合
代表理事 石田佳寿（いしだよしひさ）

（禁止行為）

第6条 乙は、菜園等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）建物および工作物を設置すること。
- （2）許可なく営利を目的として作物を栽培し、販売すること。
- （3）永年性作物（樹木、果樹）の栽培をすること。
- （4）菜園を転貸すること。
- （5）その他菜園の運営目的に反すること。

（利用農地の返還）

第7条 乙は、第4条第1項第1号の規定により本契約期間が経過したときは、原状に復し返還する。

（その他）

第8条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約として、本書二通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和____年____月____日

甲（開設者） 農事組合法人 石田営農組合 ⑩

乙（利用者） 氏名 _____ ⑩

住所 _____

電話番号 _____（_____）